

## 制度基本問題研究会報告について（大意）

### 第1 任務・検討経過

- 1 研究会の任務は「不当労働行為事件の審査に係る制度の基本問題の検討」であり、具体的な検討事項は、「再審査及び行政訴訟の在り方」として審級省略、新証拠の提出制限・実質的証拠法則、「命令の実効性確保の措置」として緊急命令の在り方、確定前の救済命令の実効性確保、「その他」である。
- 2 研究会は、平成16年5月から検討を開始し、アメリカの不当労働行為制度とNLRBについて学識経験者からヒアリング等を実施するなど検討を進め、平成17年6月8日の第6回会合において報告書を取りまとめた。

### 第2 これまでの議論の経過等

#### 1 再審査及び行政訴訟の在り方

##### (1) 審級省略

司法制度改革や厚生労働省における検討、全労委における検討等について経過を整理し、このほか事情の変化として考慮すべきこととして、労組法改正による審査手続・審査体制の大幅な見直し、裁判所の審理期間のさらなる短縮等を挙げている。

また、研究会では、i) 審級省略に積極的な意見（再審査命令の取消訴訟は高裁に提起することとすべきだが、審査体制の整備が前提となる）、ii) 消極的な意見（審級省略には反対であるが、審査体制の整備には反対しない等）、iii) 直ちに方向性を決めることは難しいとする意見があったとしている。

その他、労働委員会内部での審級省略について積極・消極の両論が出されたこと、事件数の少ない労委の問題等に関し、本来不当労働行為事件の処理は、国の事務として維持しつつ、地方機関についてはブロック化を行う等が必要ではなかったかとの意見も出されたとしている。

##### (2) 実質的証拠法則、新証拠の提出制限

これまでの議論の経過を(1)と同様に記した後、研究会では、i) 実質的証拠法則の導入には、審査体制等の整備が前提となるとする意見、ii) 改正労組法で導入された新証拠の提出制限の拡充に関する意見が出されたとしている。

#### 2 命令の実効性確保の措置

##### (1) 緊急命令

緊急命令発出の現状及び発出に係る司法審査の範囲に関する学説、判例等の動向について整理した後、研究会における意見として、i) 緊急命令の司法審査では必要性のみを発出の要件とし、制度の趣旨が損なわれないようにすべきとの意見があった一方、ii) 命令の裁判所に対する信頼度を高める努力が最大の対策であるとの意見があったとしている。

##### (2) 確定前の救済命令の実効性確保

審査の実効確保の措置及び初審命令の履行勧告制度の現状等について述べるとともに、本研究会における意見を記している。

### 第3 今後の制度検討の視点

#### 1 基本的な考え方

今後の不当労働行為審査制度の在り方を検討するに当たっては、その前提として次の点を考慮して行うことが適当としている。

##### (1) 労働委員会の特色（役割）を活かすこと

労働委員会が労使関係上の紛争を専門的に扱う機関として裁判所とは別個に設置されていることに鑑みると、労組法改正による判定的機能の充実とともに、簡易性や迅速性、三者構成であること、自主解決を促進していること、判定的機能と調整的機能の併有等の労委本来の特色（役割）をも今後更に活かしていく視点が必要であるとしている。

##### (2) 地方分権との関係について考慮することの必要性

地方分権との関係についての考慮、すなわち一つの制度にまとまり統一的な専門的判断を提示できる体制を構築することと地方分権との関係等についての考慮も必要であるとしている。

##### (3) 改正労組法下の運用状況や労働審判制の実情を見ることの必要性

今回の審査手続・審査体制の整備により迅速化や的確化が進んでいけば、「事実上の5審制」や命令の取消率もさほどの課題とはならなくなっていくとも考えられること、労働審判制の運用が開始されると労働委員会の事件申立状況等にも大きな影響を与えることも考えられること等を指摘し、改正労組法下の運用状況や労働審判制の実情も見ることが必要であるとしている。

#### 2 今後に向けて

1の基本的な考え方を踏まえ、今後に向けての方向性を示している。

##### (1) 再審査及び行政訴訟の在り方

###### イ 審級省略

審級省略については、司法制度改革や厚労省等の一連の検討の中で、次のような論点が明らかとなってきたとしている。

① 審級省略が認められるためには、審査が、i) 高度の専門性を有する制度かどうか、ii) 裁判所の第一審に代替し得るものかどうかといった視点からの検討が必要であること。現状が審級省略の導入に十分なものとなっているかどうかについては両論があり、命令の取消状況等から否定的な意見も強いこと。

② 「事実上の5審制」の問題解消のためには、実務上の対応として迅速化等を進める方法も考えられること。

③ 審級省略実現のために、高度の専門性、第一審との代替性を追求すれば、一層厳格な審査手続・体制が要求されるが、そうした場合には、簡易性、迅速性、三者構成の在り方等といった労委の基本的な特色が変質しないかどうか、審査の遅延も出てくるのではないかとといったことへの考慮が必要となること。また、自治事務との関係も問題となってくること。

以上を踏まえると、審級省略については、本研究会でも公労使各側の意見が大きく対立していることや、改正労組法の運用等を踏まえる必要があること等にも鑑み、現時点では慎重な検討を要するのではないかとしている。

ロ 実質的証拠法則、新証拠の提出制限

実質的証拠法則については、審級省略と軌を一にする問題としている。一方、新証拠の提出制限については、改正労組法の運用状況等を見た上で、必要があれば現行制度を拡張していくための検討も必要としている。

(2) 命令の実効性確保の措置

イ 緊急命令

緊急命令が取消訴訟の本案判決と同一日又は近接日に出されることが増えている状況は、制度の形骸化への懸念を生じさせかねないとして、労委自身の命令の信頼度を高めるための一層の努力はいうまでもないが、裁判所においても制度趣旨を踏まえた運用に留意がなされるべきであるとしている。

ロ 確定前の救済命令の実効性確保

審査の実効確保の措置及び初審命令の履行勧告については、主として運用による改善の取組みが行われるべきであるとしている。このほか、審査の実効確保に向けた制度的見直しについては、不当労働行為の審査制度・命令の効力の制度的な整合性を踏まえると、現時点では困難ではないかとしている。